

高齢者保健福祉計画 第3期介護保険事業計画

平成18年3月

香 取 市

(裏白)

目次

第1章 総論	1
第1節 計画策定の考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間と計画見直しの時期	1
3 策定体制	4
第2節 高齢者等を取りまく状況	5
1 香取市の位置等	5
2 日常生活圏域の設定	5
3 地域包括支援センター設置単位の概要	5
4 高齢者等の人口の推移・推計	8
第2章 香取市の高齢者をめぐる将来像	9
第1節 基本的考え方	9
1 基本理念	9
2 主要課題	9
第2節 要介護高齢者等の将来像	10
1 要支援・要介護認定者数等の推計	10
2 施設・介護専用居住系等サービス利用者の推計	12
第3節 将来像を達成するために重要な施策	13
1 地域包括支援センターの整備方針	13
2 地域支援事業の基本方針	14
第3章 介護保険事業の推進	19
第1節 介護給付・予防給付サービス	19
1 介護給付・予防給付サービスの概要	19
第2節 介護給付・予防給付サービスの実績値と見込み量	24
1 介護給付の種類ごとの実績値と見込み量	24
2 予防給付の種類ごとの実績値と見込み量	26
3 介護給付・予防給付の見込み量確保の方策	27
4 総給付費等の見込み	28
5 第1号被保険者保険料の算定	29
第4章 老人保健事業の推進	31
第1節 健康づくりの充実	31
1 疾病予防事業の充実	31
2 介護予防事業の充実	35

第5章	高齢者福祉事業の推進	37
第1節	在宅福祉の充実	37
1	在宅福祉事業の充実	37
第2節	施設福祉の充実	39
1	入所施設の充実	39
2	既存施設の有効活用	39
第6章	福祉のまちづくりの推進	41
第1節	福祉意識の高揚と福祉活動の促進	41
1	福祉意識の高揚	41
2	福祉活動の促進	41
第2節	生きがい・社会参加の充実	43
1	高齢者クラブ事業	43
2	シルバー人材センターの充実	43
3	生涯学習活動の充実	44
第3節	生活環境の充実	45
1	高齢者向け住宅の整備	45
2	道路環境の整備	45
3	交通安全対策の充実	45
4	防火・防災対策の充実	45
5	公園及び公共施設の整備	45
第4節	敬老事業等	46
第7章	計画の推進	47
1	高齢者施策の総合化	47
2	サービス提供事業者等との連携・提供基盤の強化	47
3	多様な相談体制の整備	47
4	情報の提供	47
5	市民との連携強化	48
6	計画の進行管理と事業の評価	48
資 料		49
第1節	策定経過	49
第2節	計画策定委員会等委員名簿	50
1	佐原市介護保険運営協議会委員名簿	50
2	佐原市高齢者福祉施策等推進会議委員名簿	51
3	小見川町高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画策定委員会委員名簿	52
4	山田町介護保険等運営協議会委員名簿	53
5	栗源町介護保険事業計画策定委員会委員名簿	54

第1章 総論

第1節 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

香取市は、平成18年3月に旧佐原市、旧小見川町、旧山田町、旧栗源町の1市3町による合併により誕生しました。これまでも、健康づくりや福祉サービスの提供を進めるため、各旧市町とも平成12年3月に第1期となる高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、平成15年3月に第2期計画を策定し、高齢者福祉事業、老人保健事業、介護保険事業を推進してきました。

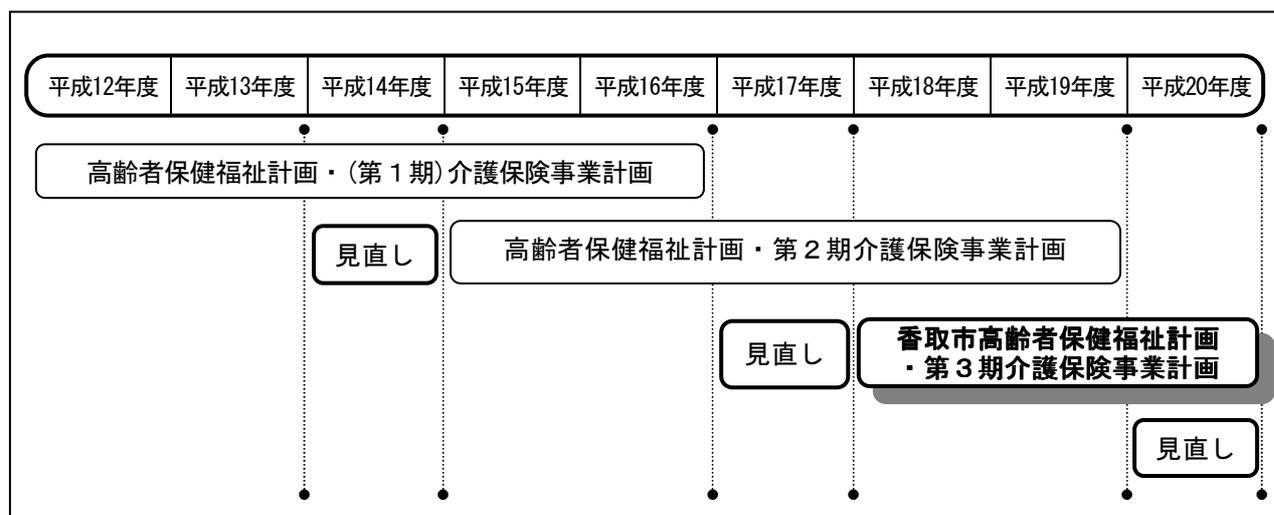
国では、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者夫婦のみ世帯の増加、介護保険給付費の増加に対応するため、平成17年に介護保険法を改正し、介護保険制度の持続可能性を高め、明るく活力ある超高齢社会を築くために、予防重視型システムへの転換や新たなサービス体系の確立を進める制度となりました。

香取市では、各旧市町のこれまでの取り組みを踏まえ、平成26年度に向けた目標値を設定するとともに、新たな予防給付や地域支援事業の実施、地域密着型サービスの提供、地域包括支援センターの設置を行い、各種サービスを総合的・計画的に提供するため、「香取市高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」を策定しました。

2 計画期間と計画見直しの時期

本計画の期間は、平成26年度の目標設定に向けた平成18年度から平成20年度までの3か年の計画であり、平成20年度に見直しを行います。

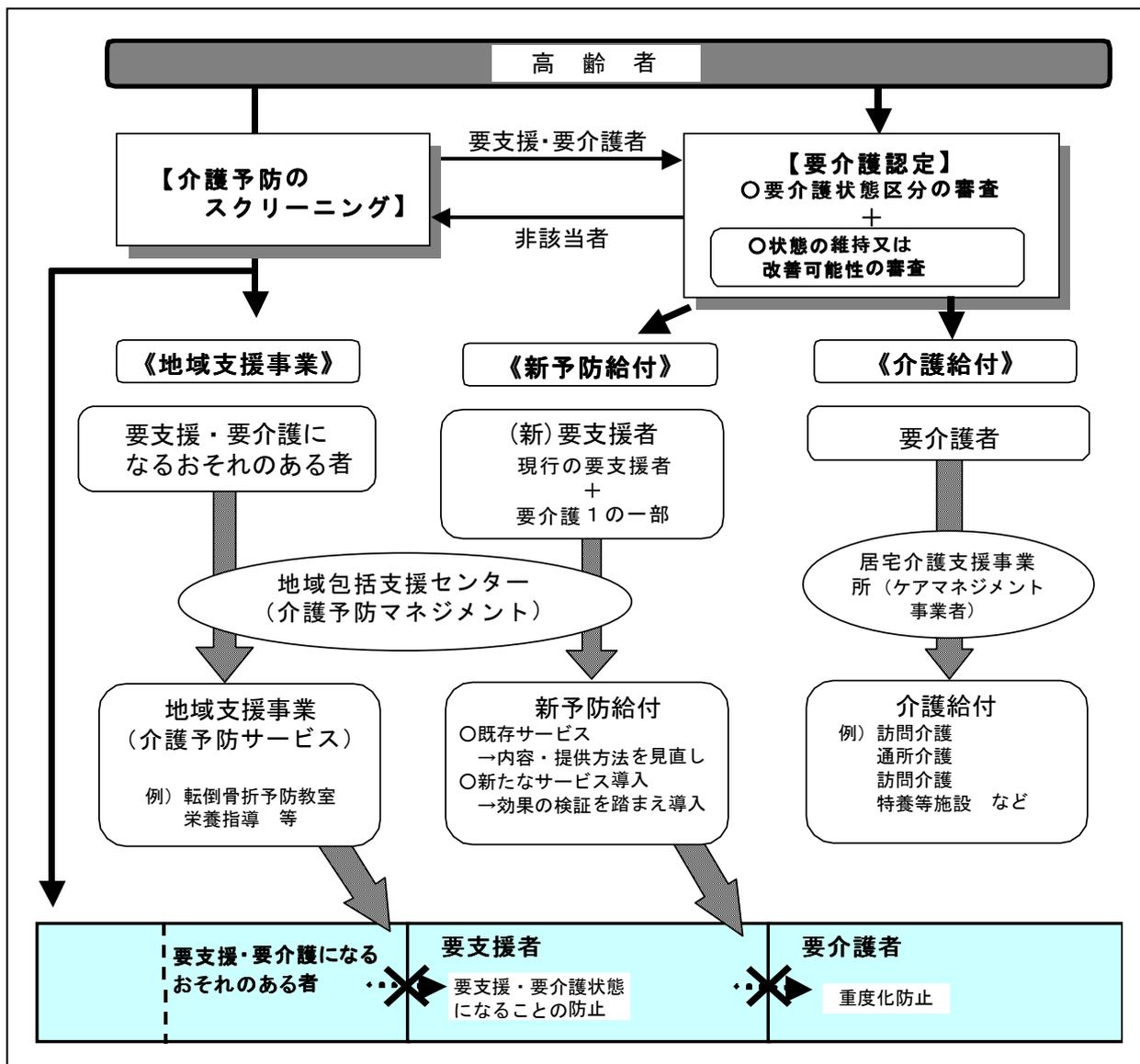
計画期間と見直しの時期



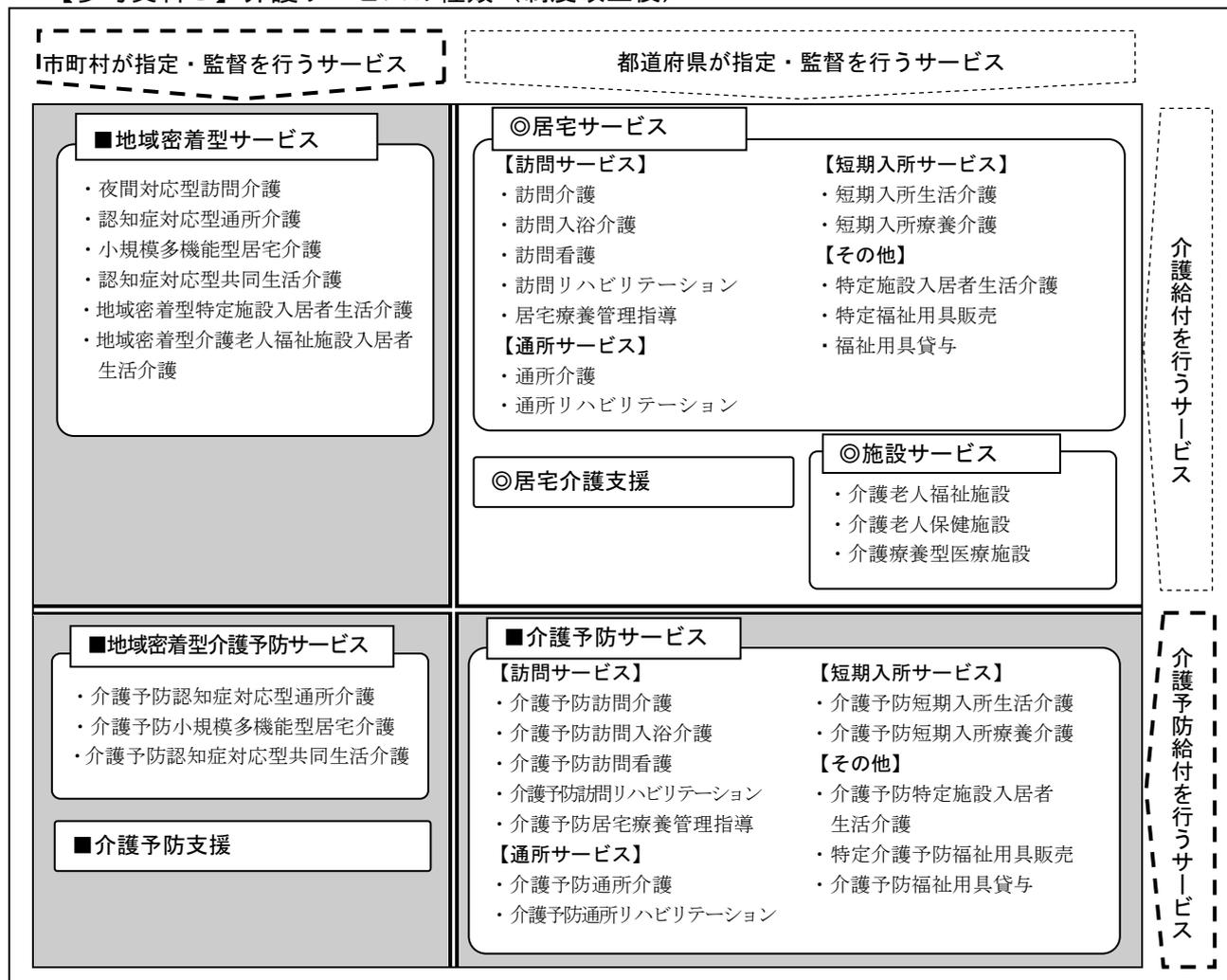
【参考資料1】介護保険制度改革の概要

改革点	改革の背景・目的	改革の内容	
① 予防重視型システムへの転換	○軽度者（要支援・要介護1）の大幅な増加 ○軽度者へのサービス提供による状態改善の効果が低い	新たな予防給付の創設	要介護状態の改善と悪化防止のため要支援・要介護1の人を対象に実施（要支援1・2を創設、要介護度を多段階化）
		地域支援事業の創設	要支援・要介護になるおそれのある高齢者に対して、身体機能の維持・向上を図るサービスの提供や総合相談などを実施
② 施設給付の見直し	○在宅と施設の利用者負担の公平性確保	居住費・食費の見直し	介護保険3施設（ショートステイ含む）の居住費・食費を保険給付の対象外に変更（低所得者への負担軽減あり）
③ 新たなサービス体系の確立	○ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加 ○在宅支援の強化 ○虐待への対応 ○医療と介護の連携	地域密着型サービスの創設	身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスの提供
		地域包括支援センターの創設	地域支援事業の総合的な相談窓口、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメント、虐待防止・権利擁護事業を実施 新たな予防給付のマネジメントの実施
④ サービスの質の確保・向上	○指定取り消し事業者の増加 ○ケアマネジメントの公平性の確保	情報開示の標準化	介護サービス事業者に事業情報の開示を義務付け
		事業者規制の見直し	指定の更新制度の導入、欠格要件の見直し
		ケアマネジメントの見直し	ケアマネジャー資格の更新制度の導入、研修の義務化
⑤ 負担のあり方・制度運営の見直し	○低所得者への配慮 ○市の主体性の確保	第1号保険料の見直し	現行の第2段階を細分化し、負担能力をきめ細かく反映した保険料を設定
		要介護認定の見直し	申請代行・委託調査などを見直し
		市の保険者機能の強化	事業者指定への関与を強化 事業所への調査権の強化
⑥ 介護サービス基盤のあり方 の見直し	○住み慣れた地域での生活の継続 ○地域の再生	地域介護・福祉空間整備等交付金の見直し	介護・福祉サービス基盤の整備を支援するための交付金制度の見直し

【参考資料2】介護保険制度改革にともなう介護保険サービス利用イメージ



【参考資料3】介護サービスの種類（制度改正後）



注) ■印は新たなサービス。

3 策定体制

本計画の策定にあたっては、合併に向けた旧佐原市、旧小見川町、旧山田町、旧栗源町の各事業の協議に合わせ、各旧市町の各関連部門の担当者による計画内容の調整を行うとともに、各旧市町による庁内検討及び策定委員会を開催し検討を行いました。

第2節 高齢者等を取りまく状況

1 香取市の位置等

平成18年3月に旧佐原市、旧小見川町、旧山田町、旧栗源町の1市3町による合併によって誕生した香取市は、千葉県北東部に位置し東京都心まで約70kmにあり、総面積は262.31km²です。

東は東庄町、西は神崎町、成田市、南は旭市、匝瑳市、多古町、北は茨城県に接しており、成田国際空港と鹿島臨海工業地帯の中間にあります。

香取市の北部地域は利根川が流れ流域は水田地帯であり、南部地域は山林と畑を中心とした北総台地となっています。

道路交通は、東京・千葉方面と結ぶ東関東自動車道水戸線、東総有料道路、国道51号、利根川沿いに国道356号が整備され、鉄道はJR成田線、JR鹿島線があり6駅が設置されているほか、東京方面との高速路線バス、市内の路線バスがあります。

2 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、佐原区、小見川区、山田区、栗源区の4圏域とし、地域包括支援センターは佐原区・栗源区で1か所、小見川区・山田区で1か所の合計2か所設置します。

3 地域包括支援センター設置単位の概要

(1) 佐原区・栗源区

佐原区・栗源区は、旧佐原市、旧栗源町であり、香取市の西部地域になります。

人口規模も大きいため高齢者人口、要支援・要介護認定者数が小見川区・山田区よりも多く、特に栗源区での要支援・要介護認定率が高くなっていますが、医療機関や介護保険サービス提供事業所も多数立地しています。

また、佐原区・栗源区が占める単身高齢者世帯数は香取市全体の約7割となっています。

(2) 小見川区・山田区

小見川区・山田区は、旧小見川町、旧山田町であり、香取市の東部地域になります。

佐原区・栗源区よりも人口、高齢者人口、要支援・要介護認定者数は少なく、要支援・要介護認定率も10%台と低くなっています。

介護保険の居宅介護サービス提供事業所も少数ですが、施設介護サービス提供施設はほぼ同様になっています。

日常生活圏域の概要

平成17年5月末現在

区 分	香取市	佐原区・栗源区			小見川区・山田区		
		計	佐原区	栗源区	計	小見川区	山田区
①人口等（H17.4現在）							
人口	89,936	53,198	47,941	5,257	36,738	25,541	11,197
高齢者人口	21,497	12,831	11,429	1,402	8,666	5,723	2,943
高齢化率（%）	23.9	24.1	23.8	26.7	23.6	22.4	26.3
要支援・要介護認定者数	2,357	1,512	1,328	184	845	556	289
認定率（%）	11.0	11.8	11.6	13.1	9.8	9.7	9.8
単身高齢者世帯（世帯）	2,239	1,523	1,434	89	716	554	162
高齢者のみ世帯（世帯）	1,939	1,237	1,147	90	702	527	175
②公共施設等							
保健センター	3	2	1	1	1	0	1
福祉センター等	3	1	1	0	2	1	1
中学校	8	6	5	1	2	1	1
小学校	28	17	14	3	11	6	5
保育所	20	11	10	1	9	5	4
うち 公立	12	9	8	1	3	3	0
うち 私立	8	2	2	0	6	2	4
幼稚園（公立のみ）	4	3	3	0	1	1	0
文化会館等	3	1	1	0	2	1	1
公民館	5	3	2	1	2	1	1
老人憩いの家	2	2	2	0	0	0	0
老人福祉センター	1	0	0	0	1	0	1
コミュニティーセンター	53	19	3	16	34	1	33
都市公園	46	26	26	0	20	20	0
児童公園	28	10	10	0	18	16	2
運動公園	3	0	0	0	3	0	3
③保健福祉人材（保健センター等）							
保健師	21	11	9	2	10	6	4
看護師	8	7	7	0	1	1	0
栄養士	8	6	5	1	2	1	1
社会福祉士	2	2	2	0	0	0	0
作業療法士	0	0	0	0	0	0	0
理学療法士	0	0	0	0	0	0	0
言語聴覚士	0	0	0	0	0	0	0

注) 単身高齢者世帯数、高齢者のみ世帯数は平成16年10月現在

平成17年5月末現在

区 分	香取市	佐原区・栗源区			小見川区・山田区		
		計	佐原区	栗源区	計	小見川区	山田区
④医療機関							
病院	6	4	3	1	2	2	0
診療所	55	37	34	3	18	16	2
薬局	20	4	4	0	16	14	2
⑤介護保険事業所							
居宅介護サービス							
居宅介護支援	20	14	12	2	6	4	2
訪問介護	13	7	6	1	6	3	3
訪問入浴介護	3	2	1	1	1	1	0
通所リハビリ	6	3	3	0	3	2	1
通所介護	11	9	7	2	2	1	1
短期入所生活介護	4	2	1	1	2	1	1
短期入所療養介護	6	3	3	0	3	2	1
福祉用具貸与	5	3	3	0	2	2	0
痴呆対応型生活介護	10	7	5	2	3	2	1
(定員数)	122	86	59	27	36	18	18
訪問看護	7	5	4	1	2	2	0
訪問リハビリ	3	1	1	0	2	2	0
特定施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	11	5	2	3	6	6	0
施設介護サービス							
介護老人福祉施設	4	2	1	1	2	1	1
(定員数)	256	136	86	50	120	50	70
介護老人保健施設	3	1	1	0	2	1	1
(定員数)	275	80	80	0	195	100	95
介護療養型医療施設	3	2	2	0	1	1	0
(定員数)	86	76	76	0	10	10	0

4 高齢者等の人口の推移・推計

65歳以上人口は、平成11年の19,217人から平成16年の21,366人へと5年間で2,149人増加していますが、75歳以上が平成11年の7,949人から10,246人へと2,297人増加しており、75歳以上の後期高齢者の増加が顕著になっています。

また、平成11年から平成16年にかけて総人口が減少していることから、高齢化率は上昇し平成11年の20.5%から平成16年の23.6%へと3.1ポイント高くなっています。

推計人口は、近年の人口減少傾向により総人口は減少となりますが、高齢者人口は増加し平成20年では22,545人、高齢化率25.9%、平成26年では24,496人、高齢化率30.1%になると予測されます。

人口の推移・推計

年	実績値		推計値（第3期計画期間）		
	11	16	18	19	20
総人口（人）	93,853	90,543	88,842	87,992	87,142
0～39歳（人）	41,074	36,969	35,447	34,686	33,925
40～64歳（人）	33,562	32,208	31,440	31,056	30,672
65～74歳（人）	11,268	11,120	11,120	11,120	11,120
75歳以上（人）	7,949	10,246	10,835	11,130	11,425
高齢者計（人）	19,217	21,366	21,955	22,250	22,545
高齢化率（%）	20.5	23.6	24.7	25.3	25.9

年	推計値					
	21	22	23	24	25	26
総人口（人）	86,289	85,289	84,287	83,286	82,285	81,281
0～39歳（人）	33,163	32,266	31,368	30,470	29,572	28,673
40～64歳（人）	30,287	29,852	29,417	28,982	28,547	28,112
65～74歳（人）	11,120	11,305	11,490	11,675	11,860	12,044
75歳以上（人）	11,719	11,866	12,012	12,159	12,306	12,452
高齢者計（人）	22,839	23,171	23,502	23,834	24,166	24,496
高齢化率（%）	26.5	27.2	27.9	28.6	29.4	30.1

注) 1 各年10月1日現在

2 平成11年、平成16年の10月1日現在の人口を基に国推計資料（コーホート法）により推計

第2章 香取市の高齢者をめぐる将来像

第1節 基本的考え方

1 基本理念

香取市は新市建設計画において、「水と緑と歴史を生かしたまち」「交流と活力あふれるまち」「協働・自立のまち」をまちづくりの基本理念とし、『人と自然と歴史が結びあう北総の元気創造都市』を将来像としました。

本計画は、この将来像を実現するためのまちづくりの基本目標の1つとして掲げた【ぬくもりのある健康福祉のまち】を推進するための計画です。

新市建設計画 基本目標2【ぬくもりのある健康福祉のまち】

誰もが住み慣れた地域で支え合いながら健康で元気に暮らせるぬくもりのあるまちづくりに向け、住民との協働のもと、地域福祉体制づくりをはじめ、子育て支援環境、高齢者と障害者の介護・自立支援の環境づくりなど、住民一人ひとりを大切にした総合的な保健・医療・福祉施策を新市一体となって進めます。

これらから、本計画を推進するうえでの基本理念を

市民と民間と行政の協働による一人ひとりを大切にするまちづくり

とします。

2 主要課題

(1) 市民と民間と行政の協働体制の確立

これまでの各旧市町における、市民と民間と行政の連携による支援体制を踏まえ、保健サービス、福祉サービス、介護保険サービスの提供や生きがいづくりなどについて、香取市としての協働体制を確立していく必要があります。

(2) 一人ひとりへの支援体制の確立

香取市として地域支援事業の実施体制として設定した日常生活圏域に基づき、地域包括支援センターを拠点として、各圏域において単身高齢者、要支援・要介護認定を受けている方やその家族などへの支援体制の確立を図る必要があります。

また、健康づくり活動などの体制を強化するため、小見川区に活動の拠点となる保健センターの設置が必要です。

第2節 要介護高齢者等の将来像

1 要支援・要介護認定者数等の推計

(1) 自然体の推計

まず、これまでのサービス体系のままで、予防給付や地域支援事業（介護予防事業）を実施しない「自然体」で要支援・要介護認定者数を推計します。

この結果、平成20年度の要介護（支援）認定者数は2,815人、平成26年度は3,233人になると推計され、認定率は平成20年度で12.5%、平成26年度で13.2%になります。

(2) 介護予防効果の想定

次に、要介護状態の改善や悪化を防止するとともに、要介護状態になるおそれのある人に対する予防給付や地域支援事業（介護予防事業）の介護予防効果を見込みます。

要支援及び要介護1の認定者数は、自然体の推計値よりも平成20年度は116人、平成26年度は193人の減少を見込んでいます。要介護度2～5の認定者数は、自然体の推計値よりも平成20年度は83人、平成26年度は108人の減少を見込んでいます。

また、認定率は平成20年度で11.6%、平成26年度で12.0%になり、自然体よりも平成20年度で0.9ポイント、平成26年度で1.2ポイント低くなると見込まれます。

要支援・要介護認定者数の自然体の推計及び介護予防効果の想定による推計 単位：人

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	26
高齢者人口	21,955	22,250	22,545	22,839	23,171	23,502	23,834	24,165	24,496
地域支援事業対象者	1,098	1,244	1,326	1,407	1,440	1,463	1,484	1,505	1,526
対高齢者人口割合 (%)	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
要支援及び要介護1の認定者数 (自然体)	1,068	1,101	1,134	1,167	1,192	1,218	1,243	1,269	1,294
要支援及び要介護1の認定者数 (介護予防後)	1,068	1,033	1,018	1,003	1,011	1,031	1,053	1,077	1,101
地域支援事業の効果 (%)	12.0	16.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	
新予防給付の効果 (%)	6.0	8.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	
要介護2～5の認定者数 (自然体)	1,579	1,630	1,681	1,731	1,773	1,814	1,856	1,897	1,939
要介護2～5の認定者数 (介護予防後)	1,579	1,566	1,598	1,629	1,673	1,713	1,753	1,792	1,831
(補助数値)									
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26
A	1,098	1,244	1,326	1,407	1,440	1,463	1,484	1,505	1,526
α	132	199	265	281	288	293	297	301	
β	64	83	102	100	101	103	105	108	

A：各年度における高齢者人口に一定の割合を乗じて導いた地域支援事業の対象者数。

α：各年度における地域支援事業の実施により虚弱高齢者に止まったものの数。

β：各年度における新予防給付の実施により要支援又は要介護1に止まった者の数。

(3) 介護予防効果を想定した要支援・要介護度別人数の推計

介護予防効果を見込んだ要支援・要介護認定者数の要介護度別の推計値は、要支援1、要支援2、要介護1では平成21年度までは減少するものの、平成22年度以降は高齢者人口の伸びに応じて増加が見込まれます。

要介護2、要介護3は、予防給付による介護度の重度化を防止する効果と、加齢や身体状況等の変化による重度化により要介護4、要介護5へ移行するため減少することが見込まれます。

要介護4、要介護5は、要介護2、要介護3からの重度化による移行も含め、今後、認定率が高く、重度化しやすい後期高齢者人口が伸びることにより増加することが見込まれます。

介護予防後の要支援・要介護度別人数の推計

単位：人

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	26
要介護（要支援）認定者数（介護予防後）	2,647	2,599	2,616	2,633	2,684	2,744	2,806	2,869	2,932
旧要支援									
要支援1	299	289	285	280	281	287	294	299	306
旧要介護1									
要支援2	461	447	440	434	438	446	456	467	477
要介護1	308	298	293	289	292	298	304	311	318
要介護2	437	362	347	333	323	314	306	299	293
要介護3	401	298	284	271	262	253	245	239	232
要介護4	373	467	498	527	558	587	614	640	665
要介護5	368	438	469	499	530	559	587	614	641

2 施設・介護専用居住系等サービス利用者の推計

施設・介護専用居住系サービスの利用者の推計は、これまでの利用状況、施設介護サービス利用希望状況、サービス提供事業者の意向も勘案し見込みました。

施設利用者数は、平成20年度で608人を見込んでいますが、国の考え方により平成26年度までには要介護2から要介護5に対する施設・介護専用居住系サービスの利用者の割合を37%以下にするため550人となります。

また、施設利用者に対する要介護4、要介護5の人数は、その割合を平成26年度までに70%以上にするため385人となります。

なお、介護専用以外の居住系サービスでは、これまでに要介護1の方で認知症共同生活介護の利用実績があるため、今後も利用を見込んでいます。

施設・介護専用居住系サービス

年 度	実績値			見込み量								
	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
施設利用者数	472	513	517	539	588	608	600	590	580	570	560	550
うち要介護4・5	269	300	303	290	319	327	337	347	357	367	376	385
介護老人福祉施設	186	227	228	260	270	280	/					
介護老人保健施設	210	216	218	249	259	269						
介護療養型医療施設	76	70	71	30	30	30						
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	/	/	/	0	29	29						
介護専用居住系サービス利用者数	31	48	56	74	83	92	97	103	110	116	123	128
認知症対応型共同生活介護	31	48	56	74	83	92	/					
特定施設入所者生活介護(介護専用)	0	0	0	0	0	0						
地域密着型特定施設入居者生活介護	/	/	/	0	0	0						
要介護2～5に対する施設・介護専用居住系サービスの利用者の割合(%)	91.5	40.7	41.4	38.8	42.9	43.8	42.8	41.4	40.3	39.1	38.1	37.0
要介護2～5の要介護者数	550	1,377	1,384	1,579	1,566	1,598	1,629	1,673	1,713	1,753	1,792	1,831
施設・介護専用居住系サービス利用者数	503	561	573	613	671	700	697	693	690	686	683	678
施設利用者に対する要介護4～5の者の割合(%)	57.0	58.5	58.6	53.8	54.3	53.8	56.2	58.8	61.6	64.4	67.1	70.0

注) 平成17年度は4月利用実績

介護専用以外の居住系サービス

年 度	実績値			見込み量		
	15	16	17	18	19	20
特定施設入居者生活介護(介護専用以外)	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	/	/	/	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0

注) 平成17年度は4月利用実績

第3節 将来像を達成するために重要な施策

介護保険制度改革にあわせ、高齢者の介護予防を進め、本計画でめざす長期的な目標を達成するための重要な施策として、地域包括支援センターの設置、地域支援事業の実施、予防給付を実施します。

1 地域包括支援センターの整備方針

(1) 地域包括支援センターの概要

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、できるだけ要介護状態にならない予防対策、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく介護サービスや医療サービスを提供するために、平成18年度当初においては、以下により地域包括支援センターを設置します。

■地域包括支援センターの概要

項目	内容
①設置根拠	介護保険法第115条の39第2項
②設置目的	地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関として創設
③設置予定日	平成18年4月1日
④設置主体	香取市
⑤設置か所	2か所（佐原地域包括支援センター、小見川地域包括支援センター）
⑥担当圏域	佐原地域包括支援センター：佐原区、栗源区 小見川地域包括支援センター：小見川区、山田区
⑦配置予定数	佐原地域包括支援センター：4人 小見川地域包括支援センター：4人
⑧地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの公正・中立性を確保し、その円滑かつ適正な運営を図るため、介護保険サービス事業者、関係団体（医師等の職能団体）、第2号を含む被保険者や地域の権利擁護・相談事業等を担う関係者（ボランティア団体）などの代表による「地域包括支援センター運営協議会」を開催

(2) 事業内容

被保険者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業（包括的支援事業）を行います。

■包括的支援事業の概要

事業	概要
①介護予防ケアマネジメント事業	介護予防事業と新予防給付のマネジメントを一体的に実施します。
②総合相談支援事業／権利擁護事業	地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整、または虐待の防止や虐待の早期発見等を行います。
③包括的・継続的マネジメント事業	支援困難事例に関する民間の介護支援専門員に対する助言、地域の介護支援専門員のネットワークづくり等を行います。

2 地域支援事業の基本方針

(1) 地域支援事業の実施方針

地域支援事業は、これまでの老人保健事業や介護予防・地域支え合い事業、在宅介護支援センター運営事業を再編し新たな事業を加えて実施し、地域包括支援センターにおいて各サービス利用のマネジメントを行います。

地域支援事業費は介護保険給付費の一定割合に設定され財源に限られるため、一般福祉事業、老人保健事業と連携し実施します。

(2) 地域支援事業の実施内容

①介護予防事業

ア 介護予防特定高齢者施策（ハイリスクアプローチ）

要支援ないし要介護状態になるおそれのある高齢者（特定高齢者）を対象に、通所または訪問により、要支援・要介護状態となることを予防するための事業を実施します。

■介護予防特定高齢者施策の概要

事業	概要	地域支援事業に移行する既存事業
特定高齢者把握事業（介護予防スクリーニング）	介護予防特定高齢者施策の対象となる特定高齢者を把握するため、新たに第1号被保険者を対象に、生活機能に関する状態の把握などの特定高齢者把握事業（介護予防スクリーニング）を実施します。	・高齢者実態把握事業
通所型介護予防事業	特定高齢者把握事業により把握された特定高齢者に対し、介護予防を目的として「運動器の機能向上事業」、「栄養改善事業」、「口腔機能の向上事業」を実施します。	・高齢者筋力向上トレーニング事業

事業	概要	地域支援事業に移行する既存事業
訪問型介護予防事業	特定高齢者把握事業により把握された、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある（またはそれらの状態にある）高齢者を対象に、保健師等が訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価して、必要な相談・指導を実施します。	・生活管理指導事業 （ホームヘルパー派遣事業）
介護予防特定高齢者施策評価事業	事業の成果、事業量、事業プロセスなどについて、それぞれ指標を定めて評価を実施します。	

イ 介護予防一般高齢者施策（ポピュレーションアプローチ）

高齢者の身近な地域において、自主的な介護予防活動に取り組むことができるよう、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域の自主的活動の育成・支援事業を実施します。

■介護予防一般高齢者施策の概要

事業	概要	地域支援事業に移行する既存事業
介護予防普及啓発事業	介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレットの作成・配布などを行います。	・パンフレット作成
地域介護予防活動支援事業	介護予防に関する地域の様々な活動、高齢者の自主的な活動など、介護予防に資する地域活動組織を育成、支援します。	・ショートステイ事業 ・機能訓練B型 ・転倒骨折予防教室 ・運動指導事業 ・地域住民グループ支援事業
介護予防一般高齢者施策評価事業	介護予防一般高齢者施策事業について、事業のプロセス、実施方法、市民への周知方法などについて事業評価を実施します。	

ウ 介護予防事業の効果の目標

介護予防事業を行うことで、要支援または要介護状態になるおそれのある高齢者（特定高齢者）が、要介護状態とならずに、地域での自立生活を継続することを目標とします。

②包括的支援事業

ア 介護予防ケアマネジメント

特定高齢者把握事業によりスクリーニングされた特定高齢者については、「一次アセスメント」「介護予防プラン作成」「サービス提供後の再アセスメント」「事業評価」を実施します。

なお、地域包括支援センターでは、要支援1・要支援2に対する予防給付のマネジメントを併せて実施します。

イ 総合相談支援事業／権利擁護事業

地域の高齢者に対して、介護保険サービスや、介護保険サービス以外の様々な支援を可能とするため、関係機関や事業者とのネットワークにより、情報の把握に努めるとともに、相談、支援を行います。

ウ 包括的・継続的マネジメント

主治医やケアマネジャーなどとの協働や、地域の関係機関との連携を通じて、ケアマネジメントの後方支援を行うために、包括的・継続的マネジメントを実施します。

地域のケアマネジャー等に対する個別相談窓口の設置

(ケアプラン作成技術の指導、個別指導・相談、支援困難事例への指導助言)

医療機関を含む関係施設やボランティアなど、地域における社会資源との連携・協力体制の整備

③任意事業

ア 介護給付等費用適正化事業

介護保険制度の趣旨を踏まえた良質な事業展開のために必要な情報の提供など、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、必要なサービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証を行い、介護給付費の適正化を図ります。

イ 家族介護支援事業

要介護高齢者を介護する家族に対し、適切な介護知識・技術の習得や身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ります。

■家族介護支援事業の概要

事業	概要	地域支援事業に移行する既存事業
家族介護教室	要介護高齢者を介護する家族に対し、適切な介護知識・技術を習得することを内容とした教室を開催します。	・介護予防事業
認知症高齢者見守り事業	地域での認知症高齢者も見守り体制を構築するため、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期に発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守り訪問などを検討し、実施します。	・徘徊高齢者位置探索情報提供サービス事業
家族介護継続支援事業	介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するための事業を実施します。	・家族介護慰労金事業 ・家族介護用品支援事業 ・家族介護者交流事業

エ その他事業

成年後見制度の利用にかかる成年後見制度の申立てに要する経費や、成年後見人等の報酬について助成を行う「成年後見制度利用支援」を行うとともに、利用促進のための啓発活動、相談事業などを行います。

(3) 地域支援事業の確保方策

①介護予防特定高齢者施策

介護予防スクリーニングは基本健康診査が中心となるため、健康診査に携わる医師の協力により実施します。通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業は、民間事業者への委託を視野に入れ実施します。

介護予防特定高齢者施策評価については、各年度の終了後に事業評価を実施します。

②介護予防一般高齢者施策

介護予防一般高齢者施策は、地域介護予防活動支援事業として既に実施している健康教育や健康相談などを行います。

また、介護予防一般高齢者施策評価については、各年度の終了後に事業評価を実施します。

③包括的支援事業・任意事業

包括的支援事業については、市内2か所の地域包括支援センターにおいて実施します。

また、任意事業は地域包括支援センター及び各自治区と調整しつつ行います。

(4) 地域支援事業の費用額

地域支援事業の費用額は、各年度の保険給付見込額に国による一定の割合を乗じた額の範囲内の額とします。

■事業別費用額

単位：千円

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
①介護予防事業	17,652	29,521	38,073
②包括的支援事業	35,304	47,972	57,110
③任意事業	17,652	7,380	19,037
計	70,607	84,873	114,220
介護保険給付見込額に対する割合	1.9%	2.2%	2.9%

第3章 介護保険事業の推進

第1節 介護給付・予防給付サービス

1 介護給付・予防給付サービスの概要

介護保険制度の改革により、地域密着型の新しいサービスの創設や軽度認定者の介護度の悪化を防止するため、新たに要支援1と要支援2の人を対象とする「予防給付」が創設されました。

地域密着型サービスは、身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスを提供するものです。

予防給付のサービスは、日常生活上の基本動作はほぼ自立しており、状態の維持・改善可能性の高い人を対象に「本人のできることはできる限り本人が行う」ことが重要とされ、サービスの提供内容はより介護予防に重点が置かれます。

なお、予防給付については、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行い（一部委託）、介護予防プランを作成します。介護予防の明確な目標設定により、一定の期間（3～6か月）後には、当初の目標の達成状況を評価します。

（1）居宅サービス・介護予防サービス

①訪問介護・介護予防訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）等が自宅を訪問し、入浴や排せつ、食事等の介護、調理や洗濯等の家事など日常生活の世話をを行うサービスです。

介護予防訪問介護では、できるだけ家事などを本人が行えるようにサポートすることが考えられます。

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

自宅を移動入浴車等が訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行うサービスです。

③訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや医療機関の看護師等が自宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。

香取市訪問看護ステーションからもサービスを提供します。

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が自宅に訪問し、心身の機能の維持・回復や日常生活の自立援助のためのリハビリテーションを行うサービスです。

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問し、療養上の管理と指導、情報提供を行うものです。

⑥通所介護・介護予防通所介護

デイサービスセンターに通い、入浴・食事の提供と、介護や生活上の相談や助言、健康状態の確認、日常生活動作訓練等を受けるサービスです。

介護予防通所介護では、選択により、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上などのプログラムについても提供します。

香取市が設置する2か所のデイサービスセンターでもサービス提供を行います。

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関等に通い、心身の機能の維持・回復を図り日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを受けるサービスです。

介護予防通所リハビリテーションでは、選択により、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上などのプログラムについても提供します。

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設等に短期間宿泊し、食事、入浴、排せつなどの介護サービスや機能訓練を受けるサービスです。

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間宿泊し、医学的管理のもとに看護や介護、機能訓練等を受けるサービスです。

⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険法に基づく指定を受けた有料老人ホーム等で、一定の計画に基づいて提供される、入浴や排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。

⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具を貸与するサービスです。なお、利用者の状態からみて使用が想定しにくい福祉用具については、保険給付対象外となります。

⑫特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具の購入費の一部を支給するサービスです。なお、利用者の状態からみて使用が想定しにくい福祉用具については、保険給付対象外となり、指定された販売店からの購入に限られます。

(2) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス**①夜間対応型訪問介護**

夜間において、定期的な巡回訪問または通報を受けて訪問し、自宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。

②認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症高齢者がデイサービスセンター等に通い、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

③小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練等を受けるサービスです。施設等に通所することが中心となりますが、心身の状況や希望などに応じて、訪問や宿泊のサービスを組み合わせて利用することができ、どのサービスも共通の職員からサービスが受けられます。

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の見込み

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
新 規 (施設)	1	1	0
新規累計 (施設)	1	2	2

④認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

比較的安定した認知症状態の要介護者が、5～9人の少人数で共同生活を送るもので、入浴や排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援、機能訓練等を受けるサービスです。

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護施設の見込み

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度
新 規	ユニット数 (ユニット)	2	1	1
	定員数 (人)	18	9	9
新規累計	ユニット数 (ユニット)	2	3	4
	定員数 (人)	18	27	36
利用定員総数 (人)		140	149	158

⑤地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等の介護専用型特定施設 (入所定員が29名以下) に入居して、日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けることができるサービスです。

⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

特別養護老人ホーム（入所定員29名以下）に入所して、日常生活上の世話や機能訓練、健康管理などを受けることができるサービスです。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護施設の見込み

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
新 規（施設）	0	1	0
新規累計（施設）	0	1	1

（3）住宅改修

手すりの取り付けや段差解消、洋式便器への取り替えなどの住宅改修を行った場合、その費用を補助するサービスです。改修前に事前申請が必要です。

（4）居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、介護サービス等を適切に利用するため、心身の状況・環境・本人や家族の希望等を受けて、利用するサービスの種類・内容等の介護計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス提供確保のために事業者等との連絡調整、施設への紹介等を行うサービスです。

介護予防支援は、本人ができることを共に発見し、本人の主体的な活動と参加意欲を高めるために必要な介護予防サービスを提供するための計画（介護予防サービス計画）の作成や各サービス事業者等との連絡、調整を行うサービスです。

特に、サービス提供期間を設定し、いつまでにどのような生活行為ができるようになるのか具体的な目標を明確にし、一定期間経過後は所期目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、地域における健康づくりやサークル・団体活動、ボランティア活動など介護保険以外の様々な社会資源を有効に活用したプランの作成を行います。

（5）介護保険施設サービス

①介護老人福祉施設

常時介護を必要とする高齢者で、自宅での介護が困難な要介護者が入所します。入浴や排せつ、食事等の介護、その他日常生活や療養の世話、機能訓練、健康管理を行うサービスです。

②介護老人保健施設

看護や医学的管理の下に、介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うサービスです。居宅における生活への復帰を目指す施設で、原則として要介護者が入所対象者となります。

③介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期にわたって療養を必要とする高齢者等を入所対象者とし、療養上の管理、看護や医学的管理下での介護、機能訓練やその他必要な医療を行うサービスです。

第2節 介護給付・予防給付サービスの実績値と見込み量

これまでの各サービスの実績値、要支援・要介護認定者数の推計、今後のサービス提供体制の予定などにより、サービスごとの見込み量を設定しました。

1 介護給付の種類ごとの実績値と見込み量

居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの見込み量（年間） 単位：千円、回、人

区 分 年 度	実績値		参考値	計画値		
	15	16	17	18	19	20
(1) 居宅サービス						
①訪問介護						
給付費	178,302	206,371	199,689	207,678	212,477	219,990
回数	38,952	46,926	46,624	43,460	43,231	44,247
(人数)	3,536	4,170	3,888	3,394	3,362	3,432
②訪問入浴介護						
給付費	47,136	53,723	45,390	64,586	69,366	74,500
回数	4,209	4,810	4,045	5,823	6,255	6,718
(人数)	1,050	1,157	1,043	1,420	1,522	1,636
③訪問看護						
給付費	26,895	27,366	26,105	36,686	40,269	42,379
回数	3,739	3,778	3,567	5,092	5,618	5,929
(人数)	1,177	1,162	1,092	1,496	1,624	1,709
④訪問リハビリテーション						
給付費	2,887	2,615	2,976	4,058	4,565	4,806
回数	583	527	599	826	929	978
(人数)	190	157	141	216	225	232
⑤居宅療養管理指導						
給付費	6,865	6,991	6,415	8,337	9,101	9,661
人数	1,070	1,077	914	1,284	1,383	1,461
⑥通所介護						
給付費	308,506	390,475	396,382	385,295	359,991	361,495
回数	38,063	47,877	48,431	45,741	41,814	41,627
(人数)	5,942	6,838	6,094	5,606	5,117	5,084
⑦通所リハビリテーション						
給付費	194,692	228,925	243,751	208,151	185,229	184,080
回数	22,549	26,283	28,464	23,499	20,823	20,599
(人数)	3,208	3,579	3,642	3,025	2,740	2,721
⑧短期入所生活介護						
給付費	74,151	86,919	86,015	115,954	118,054	124,233
日数	7,769	9,088	9,746	13,927	13,935	14,600
(人数)	540	1,085	1,055	1,102	1,069	1,105
⑨短期入所療養介護						
給付費	61,002	64,099	99,185	129,740	132,045	138,350
日数	5,557	5,817	10,234	12,130	11,973	12,574
(人数)	540	834	1,136	1,180	1,147	1,190
⑩特定施設入居者生活介護						
給付費	1,039	0	0	0	0	0
人数	7	0	0	0	0	0

注) 平成17年度の数値は、平成17年4月利用実績を基にした参考値

区分 年度	実績値		参考値	計画値		
	15	16	17	18	19	20
①福祉用具貸与						
給付費	63,498	76,885	78,295	80,679	85,514	88,740
人数	4,440	5,275	5,265	5,417	5,616	5,785
②特定福祉用具販売						
給付費	4,936	4,062	5,473	4,292	4,237	4,300
人数	190	170	201	161	159	162
(2) 地域密着型サービス						
①夜間対応型訪問介護						
給付費				5,764	6,169	6,428
回数				727	755	780
(人数)				555	556	569
②認知症対応型通所介護						
給付費(食費を除く)				36,713	30,526	29,566
回数				4,008	3,262	3,138
(人数)				412	337	325
③小規模多機能型居宅介護						
給付費				10,874	23,428	20,445
回数				1,319	2,833	2,469
(人数)				43	93	81
④認知症対応型共同生活介護						
給付費	82,627	127,628	151,269	194,549	218,275	242,001
人数	380	565	672	888	996	1,104
⑤地域密着型特定施設入居者生活介護						
給付費				0	0	0
人数				0	0	0
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						
給付費				0	81,904	81,904
人数				0	348	348
(3) 住宅改修						
給付費	13,651	12,256	19,917	17,542	17,301	17,548
人数	119	114	157	135	133	135
(4) 居宅介護支援						
給付費	96,859	103,604	137,322	103,769	102,532	104,129
人数	11,541	13,270	16,174	12,271	12,125	12,314
(5) 介護保険施設サービス						
①介護老人福祉施設						
給付費	622,630	754,221	701,394	737,578	768,165	798,760
人数	2,214	2,708	2,736	3,119	3,240	3,363
②介護老人保健施設						
給付費	723,279	754,473	715,001	764,535	794,910	825,286
人数	2,514	2,595	2,616	2,988	3,108	3,228
③介護療養型医療施設						
給付費	352,262	338,655	306,219	122,481	122,481	122,481
人数	898	853	852	360	360	360
介護給付費計	2,861,217	3,239,267	3,220,798	3,239,272	3,386,550	3,501,090

注) 平成17年度の数值は、平成17年4月利用実績を基にした参考値

給付費は千円未満を省略しているため、各サービスの給付費の合計と介護給付費計は一致しない

2 予防給付の種類ごとの実績値と見込み量

平成18年度からの予防給付には、平成17年度までの「要支援」と、「要介護1」のうちの約6割として見込んだ「要支援2」が含まれるため、平成18年度以降の数値が大幅に増加しています。

介護予防/地域密着型介護予防サービス量・給付費の推計（年間）

単位：千円、回、人

区 分 年 度	実績値			参考値	計画値		
	15	16	17	17	18	19	20
(1) 介護予防サービス							
① 介護予防訪問介護							
給付費	14,088	12,596	11,628		46,257	44,177	43,451
回数	4,930	4,360	4,506		16,448	15,693	15,433
(人数)	691	662	553		2,138	2,048	2,020
② 介護予防訪問入浴介護							
給付費	203	540	731		1,670	1,603	1,570
回数	18	48	65		150	144	141
(人数)	5	12	22		40	38	37
③ 介護予防訪問看護							
給付費	72	46	0		266	249	249
回数	8	6	0		31	29	29
(人数)	3	2	0		14	14	13
④ 介護予防訪問リハビリテーション							
給付費	0	0	0		744	725	715
回数	0	0	0		152	148	146
(人数)	0	0	0		25	25	24
⑤ 介護予防居宅療養管理指導							
給付費	5	41	153		535	516	516
人数	1	7	34		115	111	111
⑥ 介護予防通所介護							
給付費	16,776	25,545	26,658		84,733	81,493	80,543
回数	2,975	4,467	4,557		14,337	13,780	13,610
(人数)	591	873	822		2,558	2,459	2,429
⑦ 介護予防通所リハビリテーション							
給付費	7,969	10,500	12,295		34,283	32,252	31,754
回数	1,284	1,660	2,007		5,788	5,444	5,360
(人数)	263	317	354		1,029	968	953
⑧ 介護予防短期入所生活介護							
給付費	567	342	161		7,081	6,397	6,471
日数	73	44	47		1,030	929	940
(人数)	108	8	12		271	242	242
⑨ 介護予防短期入所療養介護							
給付費	491	625	217		2,323	1,507	1,575
日数	54	68	47		264	171	179
(人数)	108	18	12		267	237	238
⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護							
給付費	0	0	0		0	0	0
人数	0	0	0		0	0	0

注) 平成15～17年度の欄には「要支援」の実績及び実績見込みが計上されている

区 分 年 度	実績値		参考値	計画値		
	15	16	17	18	19	20
⑪介護予防福祉用具貸与						
給付費	2,163	3,181	2,341	8,237	7,974	7,831
人数	170	275	238	771	744	730
⑫特定介護予防福祉用具販売						
給付費	292	382	524	1,524	1,482	1,466
人数	18	15	31	68	66	65
(2) 地域密着型介護予防サービス						
①介護予防認知症対応型通所介護						
給付費				4,199	4,083	4,034
回数				685	666	658
(人数)				106	103	101
②介護予防小規模多機能型居宅介護						
給付費				3,569	8,755	8,045
回数				453	1,111	1,021
(人数)				15	37	34
③介護予防認知症対応型共同生活介護						
給付費				85	85	85
人数				12	12	12
(3) 住宅改修						
給付費	1,400	1,728	1,225	5,023	4,842	4,756
人数	14	14	19	48	46	45
(4) 介護予防支援						
給付費	12,536	15,538	16,140	54,632	52,894	52,105
人数	1,509	1,839	1,908	6,611	6,400	6,305
予防給付費計	56,560	71,064	72,073	255,171	249,041	245,174

注) 1 平成15～17年度の欄には「要支援」の実績及び実績見込みが計上されている

2 給付費は千円未満を省略しているため、各サービス給付費の合計と介護給付費計は一致しない

3 介護給付・予防給付の見込み量確保の方策

(1) 居宅サービス・介護予防サービス等

居宅サービス及び介護予防サービス等については、従来からのサービス提供事業者の事業拡大やサービスの多様化などにより、需要量の確保に努めます。

(2) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービスは、介護保険制度改正に伴う新たなサービスもあることから、既存のサービス提供事業者との連携や事業者の新規参入を促進し、適切なサービス提供基盤の整備を図ります。

(3) 介護保険施設サービス

介護老人福祉施設の利用希望に対応するため、関係機関と連携し香取市及び周辺地域への施設整備を促進します。

4 総給付費等の見込み

(1) 標準給付費見込み額

利用者の自己負担分を除いた標準給付費見込み額は、介護給付総額と予防給付総額に特定入所者介護サービス費等給付額、高額サービス費等給付額、審査支払手数料を加え、3年間で11,354,460千円を見込みます。

(2) 地域支援事業費額

地域支援事業費額は、3年間で269,700千円を見込みます。

(3) 市町村特別給付額

香取市では、市町村特別給付として在宅において紙おむつを必要とする要支援及び要介護者を対象に、購入費の9割を給付する「紙おむつの購入費の支給」を行い、3年間で118,308千円を見込みます。

(4) 総給付費等の見込み額

標準的給付費見込み額に、地域支援事業費額、市町村特別給付額を加算した給付金額の合計として、3年間で11,742,469千円を見込みます。

総給付費等の見込み額

単位：千円

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計
標準給付費見込み額 (A)	3,642,412	3,796,965	3,915,082	11,354,460
総給付費	3,494,443	3,635,591	3,746,265	10,876,300
特定入所者介護サービス費等給付額	115,857	126,389	130,688	372,935
高額介護サービス費等給付額	26,274	28,901	31,791	86,967
算定対象審査支払手数料	5,837	6,082	6,337	18,257
地域支援事業費額 (B)	70,607	84,872	114,220	269,700
市町村特別給付額 (C)	36,547	39,045	42,716	118,308
総給付費見込み額 (A) + (B) + (C)	3,749,567	3,920,882	4,072,019	11,742,469

注) 千円未満を省略しているため計は一致しない

5 第1号被保険者保険料の算定

香取市の第1号被保険者の平成18年年度から平成20年度の保険料は、3年間の総給付費見込み額、調整交付金見込み額、財政安定化基金拠出金、準備基金取崩額により算出する額を基に算定し、1か月あたりの基準額を2,700円とします。

なお、平成18年度、平成19年度については、税制改正に伴う激変緩和措置があります。

所得段階別保険料額（年額）

年 度	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	基準額 に対する 割合	年額 (円)	基準額 に対する 割合	年額 (円)	基準額 に対する 割合	年額 (円)
第1段階 ・ 老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税の方 ・ 生活保護受給者	0.50	16,200	0.50	16,200	0.50	16,200
第2段階 ・ 市民税世帯非課税者で年金収入などが80万円以下の方	0.50	16,200	0.50	16,200	0.50	16,200
第3段階 ・ 市民税世帯非課税者で第2段階該当者以外の方	0.75	24,300	0.75	24,300	0.75	24,300
第4段階 ・ 市民税本人非課税で世帯内に市民税課税者がいる場合	1.00	32,400	1.00	32,400	1.00	32,400
税制改正に伴う激変緩和措置						
第1段階からの対象者	0.66	21,300	0.83	26,800		
第2段階からの対象者	0.66	21,300	0.83	26,800		
第3段階からの対象者	0.83	26,800	0.91	29,400		
第5段階 ・ 市民税本人課税で合計所得金額が200万円未満の方	1.25	40,500	1.25	40,500	1.25	40,500
税制改正に伴う激変緩和措置						
第1段階からの対象者	0.75	24,300	1.00	32,400		
第2段階からの対象者	0.75	24,300	1.00	32,400		
第3段階からの対象者	0.91	29,400	1.08	34,900		
第4段階からの対象者	1.08	34,900	1.16	37,500		
第6段階 ・ 市民税本人課税で合計所得金額が200万円以上の方	1.50	48,600	1.50	48,600	1.50	48,600

注) 年額保険料は、所定の端数処理を施したものの

(裏白)

第4章 老人保健事業の推進

第1節 健康づくりの充実

1 疾病予防事業の充実

(1) 健康手帳の交付

健康手帳は、健康診査の記録や健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保を図るため、40歳以上の人に交付しています。

今後も、壮年期からの健康づくりを推進するため、40歳時点での交付を推進し、効果的な活用方法を周知していきます。

[実施状況]

区 分	平成15年度実績		平成16年度実績	
	交付者（人）		交付者（人）	
佐原市	1,343		1,291	
小見川町	31		44	
山田町	534		508	
栗源町	375		349	

注) 小見川町では予防教室等の参加者で必要者のみに配布

(2) 健康教育

健康教育は、生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について正しい知識の普及を図るとともに、適切な指導や支援を行うことにより「自分の健康は自らがつくる」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進を図ることを目的に実施しています。

①集団健康教育

健康に関するテーマについて講話を行うなどにより、生活習慣病や心身の健康に関する知識の普及を図り、健康の保持・増進に役立てます。

[実施状況]

区 分	平成15年度実績		平成16年度実績	
	回数（回）	延人数（人）	回数（回）	延人数（人）
佐原市	63	1,190	46	1,137
小見川町	96	5,780	106	6,996
山田町	69	2,175	77	2,169
栗源町	14	272	28	819

②個別健康教育

個別健康教育は、基本健診の結果等により、継続的な指導が必要とされる方などを対象に、疾病の特性や個人の生活習慣等を具体的に把握しながら健康教育を行い、生活習慣行動の改善を支援し、生活習慣病の予防を図ります。

[実施状況]

区 分	平成15年度実績		平成16年度実績	
	回数 (回)	実人数 (人)	回数 (回)	実人数 (人)
佐 原 市	50	15	83	22
小見川町	6	13	6	13
山 田 町	1	3	0	—
栗 源 町	0	0	0	0

(3) 健康相談

健康相談は、心身の健康について個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行い、家庭における健康管理を支援するために実施しています。

①重点健康相談

重点健康相談では、高血圧、高脂血症、糖尿病、歯周疾患、骨粗しょう症について、対象者の日常生活に合わせた指導、助言、相談を行います。

[実施状況]

区 分	平成15年度実績		平成16年度実績	
	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)
佐 原 市	16	1,046	35	1,614
小見川町	26	747	25	764
山 田 町	29	854	18	798
栗 源 町	19	465	24	390

②総合健康相談

総合健康相談では、心身の健康に関する一般的な事項について、適切な指導や助言を行います。また、保健センターによる相談だけでなく、身近で気軽に利用できる健康相談の機会として、地区公民館等により地区健康相談を実施します。

[実施状況]

区 分	平成15年度実績		平成16年度実績	
	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)
佐原市	67	913	43	618
小見川町	133	147	116	120
山田町	72	554	72	385
栗源町	12	793	15	833

(4)健康診査等

健康診査は、心臓病、脳卒中などの生活習慣病、がんなどの疑いのある人や危険因子を持つ人を早期に発見し、診査結果に基づく保健指導や受診勧奨、健康管理に関する正しい知識の普及を行うことにより、疾病の予防、早期改善を促すとともに、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的に実施します。

①基本健康診査

基本健康診査は、40歳以上を対象に保健センター、小学校、青年館、区民センター等において集団で実施します。

平成18年度以降は、介護予防事業における特定高齢者の把握に対応できるよう、65歳以上については、生活機能評価の項目等を追加して実施します。

また、40歳以上の寝たきりの方や介護家族の方等への訪問健康診査も実施します。

[実施状況]

基本健康診査の実施状況

区 分	平成15年度実績				平成16年度実績			
	受診者数 (人)	受診率 (%)	要指導者 (人)	要医療者 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	要指導者 (人)	要医療者 (人)
佐原市	5,599	42.5	1,331	1,884	3,457	25.5	1,491	1,711
小見川町	4,987	58.7	1,159	1,982	5,038	57.9	1,160	2,005
山田町	2,473	70.5	575	1,495	2,497	70.4	526	1,573
栗源町	1,209	75.4	268	525	1,269	77.9	301	532

訪問診査の実施状況

区 分	平成15年度実績			平成16年度実績		
	受診者数 (人)	要指導者 (人)	要医療者 (人)	受診者数 (人)	要指導者 (人)	要医療者 (人)
佐原市	1	1	1	2	1	0
小見川町	0	—	—	0	—	—
山田町	11	1	8	6	2	0
栗源町	0	—	—	0	—	—

②がん検診

がん検診は、胃がん、子宮がん、乳がん、大腸がん、肺がんについて、保健センター等により集団で実施しているほか、市内医療機関における個別検診と併せて実施します。

[実施状況]

区 分	内 容	平成15年度実績			平成16年度実績		
		受診者数 (人)	受診率 (%)	要精密検 査 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	要精密検 査 (人)
佐原市	胃がん	1,966	12.4	267	1,944	12.6	245
	子宮がん	1,309	14.4	7	1,453	16.2	2
	乳がん	1,257	13.8	58	1,336	17.5	175
	大腸がん	2,299	14.5	124	2,316	14.6	95
	肺がん	7,066	45.1	37	4,880	31.2	117
小見川町	胃がん	1,408	16.6	182	1,279	14.7	133
	子宮がん	1,292	21.2	7	1,320	21.6	15
	乳がん	1,470	24.1	157	1,312	21.5	105
	大腸がん	2,040	24.0	47	1,998	23.0	48
	肺がん	5,815	68.4	63	5,775	66.4	76
山田町	胃がん	961	27.4	88	991	28.1	139
	子宮がん	482	22.4	6	536	23.8	1
	乳がん	452	21.0	32	560	25.8	56
	大腸がん	2,320	66.2	49	2,375	67.2	42
	肺がん	2,665	76.0	13	2,642	74.8	15
栗源町	胃がん	386	21.6	38	380	21.0	65
	子宮がん	272	23.2	4	279	20.0	1
	乳がん	305	25.6	34	312	31.9	18
	大腸がん	324	18.7	12	352	20.0	18
	肺がん	1,925	81.6	7	1,459	78.3	6

③インフルエンザ予防接種

高齢者のインフルエンザ発病と症状の重症化を防ぐことを目的に、65歳以上の人及び60歳以上65歳未満の人で心臓、腎臓、呼吸器等の障害が障害者手帳の1級相当の人を対象に、インフルエンザ予防接種を医療機関に委託し実施します。

[実施状況]

区 分	平成15年度実績		平成16年度実績	
	実施者数 (人)	接種率 (%)	実施者数 (人)	接種率 (%)
佐原市	4,231	38.9	4,873	42.7
小見川町	2,788	50.1	2,997	52.1
山田町	1,146	38.3	1,459	48.7
栗源町	526	38.5	572	41.0

2 介護予防事業の充実

(1) 訪問指導の充実

各種健康診査の結果、事後指導が必要な方及び介護予防上保健指導が必要な方などに対し、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士が家庭を訪問し、健康管理に必要な指導を行います。

[実施状況]

区 分	平成15年度実績		平成16年度実績	
	実人数 (人)	延回数 (回)	実人数 (人)	延回数 (回)
佐原市	—	—	—	—
小見川町	102	133	123	161
山田町	41	60	24	32
栗源町	42	46	40	46

(2) 健康増進事業の充実

健康な生活習慣の重要性に関する関心と理解を深め、自らの健康を自覚するため、各種イベントを開催します。

(3) 健康づくり推進体制の整備

①専門スタッフの充実

各種の保健事業を効果的に実施するため、保健師、看護師等の専門職の確保と適正配置に努めます。

②情報のデータベース化

基本健康診査やがん検診の結果などの健康に関する情報を整理し、事後指導の充実など効果的に健康づくりが行えるよう努めます。

(4) 保健センターの充実

保健センターは、市民の健康の保持及び増進を図る拠点となる施設であり、香取市佐原保健センター、香取市山田保健センター、香取市栗源保健センターを設置しています。

保健センターでは予防接種や健康診査、健康教育、健康相談などを実施するとともに、市内各施設での健診などの健康づくり活動を行っています。

今後も、市民の健康づくりの拠点として保健事業の実施や情報の提供、人材育成など、保健センターの機能強化を図るとともに、小見川区への保健センターの設置を進めます。

第5章 高齢者福祉事業の推進

第1節 在宅福祉の充実

1 在宅福祉事業の充実

(1) 生きがい活動支援通所事業（ミニデイサービス）

ひとり暮らし等で家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、生活指導、健康チェック、レクリエーション等を実施します。

(2) 配食サービス事業

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び65歳以上の方のみで構成される世帯を対象に、単調になりがちな食生活の改善、定期的なふれあいによる孤独感の解消、安否の確認により在宅の生活を支えるため、地域の実情に応じて実施します。

(3) ねたきり老人等日常生活用具等給付・貸与事業

援護が必要な高齢者及びひとり暮らし高齢者を対象に、日常生活用具（火災警報機、自動消火器、電磁調理器）を給付及び貸与（老人用電話）することにより、日常生活の便宜を図ります。

(4) 外出支援サービス

車いすを利用している方や寝たきりの高齢者など、一般公共交通機関の利用が困難な方を対象に、車いすまたは寝たままの状態でも乗り降りできる車によって、通院や福祉施設の入退所を支援します。

(5) 高齢者通院タクシー事業

75歳以上の高齢者を対象に、タクシー会社と連携し、医療機関へ通院のためタクシーを利用する場合にその料金の一部を助成します。

(6) 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス

概ね65才以上の寝たきり高齢者、認知症高齢者、虚弱高齢者、ひとり暮らし高齢者の衛生管理のため、寝具の乾燥消毒等のサービスを行います。

(7) 高齢者等入院時おむつ代助成事業

医療機関に入院している高齢者に対し、おむつ代の一部を助成することにより、経済的・精神的な負担を軽減します。

(8) 緊急通報システム事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等が急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切な対応を図るため緊急通報装置を設置します。

[実施状況]

区 分	平成15年度実績	平成16年度実績
	設置世帯数 (世帯)	設置世帯数 (世帯)
佐原市	137	146
小見川町	101	97
山田町	27	29
栗源町	10	13

注) 各年度末現在

(9) 安心声かけ運動

概ね65歳以上のひとり暮らし老人、日中独居老人、老人世帯など的高齢者世帯を巡回しながら、安否の確認、生活上の相談指導を行います。

第2節 施設福祉の充実

1 入所施設の充実

(1) 養護老人ホーム

養護老人ホームは市内に1施設（香取市養護老人ホームひまわり苑：定員50人）を設置しています。

概ね65歳以上で環境上の理由及び経済的理由により、在宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所させ養護するものであり、今後も情報の提供、施設の維持管理に努めます。

[実施状況]

区 分	平成15年度実績		平成16年度実績	
	利用者数		利用者数	
	(人)	うち「ひまわり苑」(人)	(人)	うち「ひまわり苑」(人)
佐原市	26	26	30	30
小見川町	8	3	8	3
山田町	6	3	5	2
栗源町	0	0	0	0

(2) ケアハウス

ケアハウスは市内に1施設が設置されています。身体機能の低下、家庭環境、住宅事情等により、独立して生活することに不安がある高齢者が低料金で利用できる施設であり、今後も情報の提供に努めます。

2 既存施設の有効活用

(1) デイサービスセンター

香取市は介護保険による通所介護サービスを提供するデイサービスセンターとして、香取市養護老人ホームひまわり苑に併設している「香取市ひまわり苑デイサービスセンター」と「香取市なのはな苑デイサービスセンター」を設置しています。

今後も施設機能を充実し、通所介護サービスの提供を進めます。

(2) シニア健康プラザ

シニア健康プラザは、高齢者等が要介護状態になることを予防するため、健康の維持・増進を図るとともに、教養の向上及びレクリエーションの場を提供する施設です。

今後も情報の提供を進め、施設利用を促進します。

[実施状況]

区 分	平成15年度実績	平成16年度実績
延利用人数（人）	1,190	3,970

注）平成15年9月27日竣工

(3) 社会福祉センター

社会福祉センターは、夜10時30分まで使用可能な施設であり、各団体の活動拠点として重要な役割を担っています。

今後も情報の提供を進め、施設利用を促進します。

[実施状況]

区 分	平成15年度実績	平成16年度実績
延利用人数（人）	2,550	2,570

(4) 福祉センターさくら館

地域福祉、高齢者福祉、女性交流、学習関連施設としての役割及び各団体、ボランティアの活動拠点として重要な役割を担っています。

[実施状況]

区 分	平成15年度実績	平成16年度実績
延利用人数（人）	22,315	20,099

(5) 老人福祉センター（香取広域市町村圏事務組合）

香取広域市町村圏事務組合では、香取市内に圏域内の60歳以上の高齢者を対象とした老人福祉センターを設置しています。

今後も、施設の維持管理を促進するとともに、施設についての情報提供を進めます。

第6章 福祉のまちづくりの推進

第1節 福祉意識の高揚と福祉活動の促進

1 福祉意識の高揚

(1) 学校における福祉教育の推進

各学校では、児童・生徒が豊かな体験を積み、思いやりの心を育てられるよう、福祉施設や高齢者世帯への訪問、学校行事への高齢者の招待など、総合的な学習の時間をはじめ教育活動全体で福祉意識を培っています。

今後も、小学生、中学生が高齢者等への理解が深められるよう、総合的な学習の時間における高齢者を地域人材として活用するなど、学校内外での活動や交流の場づくりを進め、福祉教育の充実に努めます。

(2) 啓発事業の充実

市民の福祉意識の高揚を図るため、福祉関連行事を開催するとともに、パンフレット等を作成しています。

今後も各種行事の開催やパンフレット等の作成により、市民の福祉意識を高められるよう啓発活動を進めます。

(3) 広報活動の推進

福祉に関する情報提供を進めるため、福祉情報紙の各世帯へ配布を行っています。

今後も、福祉に関する制度やサービス内容、市民による活動など、情報内容の充実に努めます。

2 福祉活動の促進

(1) 民生委員活動の促進

民生委員は、日頃から地域の高齢者と交流し、信頼関係を築いて高齢者への見守り活動を進めるとともに、ひとり暮らし高齢者や援護を必要とする世帯等における福祉サービスの適切な利用を進めています。

今後も、地域における高齢者の日常生活の理解者として、もっとも身近な相談窓口として活動できるよう、研修等を通じ民生委員の活動を支援します。

(2) 社会福祉協議会活動の促進

社会福祉協議会は、高齢者を始め、障害者や児童福祉などの分野、さらには、身近な市民福祉活動を支援する中心的役割を担っています。

また、訪問介護事業や居宅介護支援事業など介護保険サービスも提供しています。

今後も、高齢者の地域ケア体制を推進する中心的組織として連携を一層強化し、機能の充実に努めます。

(3) ボランティア活動の促進

高齢者が安心して生活を継続していくためには、介護保険などの制度的なサービスはもとより、ボランティアによるサービスは重要な役割があります。

市内には社会福祉協議会に登録している団体や個人、地域で自主的に活動を行っているグループなど、多様なボランティアがあります。

今後もこれらのボランティアと連携を強化するとともに、ボランティア講座の開催などによる活動への参加者拡大を図るなど、地域全体で高齢者の生活を支援する地域づくりを推進します。

[実施状況]

区 分	平成15年度実績		平成16年度実績	
	福祉関係ボランティア団体数		福祉関係ボランティア団体数	
	団体（団体）	人数（人）	団体（団体）	人数（人）
佐原市	45	1,056	45	1,056
小見川町	18	272	16	260
山田町	14	379	14	393
栗源町	16	247	20	324

注)「人数」には個人登録者を含む

(4) 特定非営利法人（NPO法人）活動の促進

介護保険サービスや移送サービスの提供など、地域における柔軟な福祉活動等を進めるため、特定非営利法人（NPO法人）による活動を促進します。

第2節 生きがい・社会参加の充実

1 高齢者クラブ事業

高齢者クラブは、高齢者の地域活動における中心組織として、健康増進事業、教養向上事業、社会奉仕事業、単位高齢者クラブの育成・指導を、総会・役員会・会長会議等を経て実施しているほか、県・郡事業等に対する参加、行政機関等との連絡調整などを行っています。

今後は、高齢者クラブ活動の自主運営意識の啓発を進めるとともに、新規会員の加入を促進します。

[実施状況]

区 分	平成15年度実績		平成16年度実績	
	クラブ数 (クラブ)	会員数 (人)	クラブ数 (クラブ)	会員数 (人)
佐原市	67	3,005	67	2,802
小見川町	35	2,293	35	2,302
山田町	27	2,163	26	2,148
栗源町	15	315	15	318

2 シルバー人材センターの充実

高齢者の就労意欲の高まりに対応し、高齢者の能力や経験を活用した就労機会を確保するため、シルバー人材センターの活動を促進しています。

今後も、会員の増強、自主運営体制への組織強化、受注の拡大及び普及啓発・安全就業を促進し、高齢者の社会参加活動、生きがいづくりを促進します。

[実施状況]

区 分	平成15年度実績	平成16年度実績
	会員数 (人)	会員数 (人)
佐原市	226	222
小見川町	291	297
山田町	103	118
栗源町	0	0

3 生涯学習活動の充実

生涯学習の時代を迎え、文化的教養の習得、学習の喜びの体験、地域との連帯や仲間づくり、世代間の交流、社会参加など、高齢者の生涯学習活動の機会として、文化・スポーツ・レクリエーション・健康づくりなど各種の講座や教室を開催しています。

今後も、高齢者のいきがづくり、仲間づくり、社会参加を進めるため、生涯学習活動への参加の機会を拡充し、学習活動参加者の拡大を図ります。

また、ボランティア・アドバイザーの活用を図り、高齢者の自主的な学習活動を促進します。

第3節 生活環境の充実

1 高齢者向け住宅の整備

高齢者が生活しやすい住宅を確保するため、市営住宅の一部を高齢者専用住宅として改修を進めています。

今後は、各所の市営住宅の改修にあわせ、階段等への手すりの設置や段差の解消など、バリアフリー化を進めます。

2 道路環境の整備

歩行者や自転車の安全を確保するため、新たな路線に自歩道を整備するなど、歩道のバリアフリー化、道路緑化、ポケットスペースの有効利用を推進しています。

今後も、安心して外出できるよう、歩道の段差解消や照明の設置など、道路環境の整備に努めます。

3 交通安全対策の充実

高齢者が安心して地域社会で交通事故のない生活が送れるよう、警察や交通安全協会等と連携し、老人クラブ等の地区組織を対象にした交通安全教室、街頭監視活動、交通安全母の会による高齢者宅への訪問活動などを行っています。

今後も、交通安全施設の整備を図るとともに、高齢者ドライバーなど高齢者の事故を防止するため、関係機関と連携し高齢者の特性に応じた交通安全講習会の開催などを進めます。

4 防火・防災対策の充実

地域における自主的な防火・防災活動を促進するため、防災研修会等の実施により自主防災組織の育成に努めています。

今後も、自治会等の単位による自主防災組織の育成を進めるとともに、防災意識の高揚を図ります。

さらに、災害時などにおける高齢者世帯等への支援体制の整備に努めます。

5 公園及び公共施設の整備

高齢者等の憩いの場となるよう、公園や緑地の整備を進めるとともに、公共施設のスロープや手すりの設置などを進めており、今後もバリアフリー化に努めます。

第4節 敬老事業等

長寿を祝し、社会貢献への敬意を表すため、記念品の贈呈等の敬老事業を行います。
また、結婚50周年を迎えたご夫婦を対象に、金婚を祝し、金婚式事業を行います。

第7章 計画の推進

本計画を円滑に推進するために、次の事項について取り組みます。

1 高齢者施策の総合化

介護予防の充実と在宅介護支援を進めるためには、保健・福祉・医療の連携が重要であるとともに、保健・福祉分野だけでなく、文化・スポーツなどの生涯学習活動、高齢者の主体的な地域活動や健康づくり活動も効果的な事業となります。

これまで各市町が取り組んできた各種事業の成果をもとに、香取市として高齢者施策を総合的に推進します。

2 サービス提供事業者等との連携・提供基盤の強化

介護保険サービスは民間事業者が提供するものであることから、民間事業者との情報交換を進め、高齢者へのサービス提供体制の強化に努めます。

また、地域包括支援センターにおける包括的・継続的マネジメント事業を通じてケアマネジャーへの支援・指導を強化するなど、介護サービス事業者との連携を強化し、より良質で高齢者の安心した生活を支えるサービスや介護予防効果が高いサービスが提供できる地域づくりを推進します。

3 多様な相談体制の整備

疾病などによる身体状況等の急激な変化により、高齢者やその家族にとって介護の悩みや不安などが突発的に生じる場合もあります。困難に直面して初めてさまざまな情報や支援などが必要になり、相談内容も多様化しています。

高齢者やその家族が身近な場所で必要な時に相談できるよう、これまでの各市町の相談体制や取り組みを踏まえ、香取市として相談に迅速に対応できる体制づくりに努めます。

4 情報の提供

介護保険制度では、利用者が自らの責任においてサービスを選択し、サービス事業者と契約することで、サービスが提供されています。利用者が必要な介護サービスを、より効果的に利用するためには、利用者が適切で十分な情報を得られることが必要です。

特に、介護保険制度の改正により、地域包括支援センターや地域密着型サービス、新たな予防給付、地域支援事業などの制度が創設されたことから、制度に関する新たな情報提供が重要となっています。介護保険サービス利用者や介護者、要支援や要介護になるおそれのある高齢者等に対して、適切な情報を積極的に提供します。

また、香取市として提供する保健・福祉サービスについても、順次調整しながら情報提供に努めます。

5 市民との連携強化

高齢者の在宅生活を支えるためには、介護保険サービスや行政が提供するサービスだけでなく地域住民の力が必要です。

身近な見守り活動や話し相手、相談相手として精神的、物理的な支えとなるボランティア団体をはじめ、社会福祉協議会、シルバー人材センター、高齢者クラブなど地域福祉活動の主体として活躍できるよう、これまでの各市町によるこれらの組織との連携を発展させ、香取市としての市民との連携体制づくりに努めます。

6 計画の進行管理と事業の評価

本計画に基づく事業の実施状況や効果、課題などについては関係会議において報告・協議し、事業が円滑に実施されるように努めます。

また、地域包括支援センターの事業については、地域包括支援センター運営協議会において、事業内容や事業の成果などについて検討を行います。

資料

第1節 策定経過

期 日	内 容
平成18年 2月7日	■小見川町高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画策定委員会 ・「香取市高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画（案）」について
2月14日	■山田町介護保険等運営協議会 ・「香取市高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画（案）」について
2月16日	■栗源町介護保険事業計画策定委員会 ・「香取市高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画（案）」について
2月17日	■佐原市高齢者福祉施策等推進会議 ・「香取市高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画（案）」について
2月20日	■佐原市介護保険運営協議会 ・「香取市高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画（案）」について

第2節 計画策定委員会等委員名簿

1 佐原市介護保険運営協議会委員名簿

区分	役職名	氏名	備考
被保険者を代表する委員		小林孝行	
		大須賀光幸	
		朝日恵子	
		香取福子	
		伊藤信義	
介護サービス事業者を代表する委員	特別養護老人ホーム東総あやめ苑施設長	藤ヶ崎 順平	
	佐原市社会福祉協議会事務局長	篠塚 武	
公益を代表する委員	佐原市香取郡医師会の担当医	坂本文夫	会長
	〃	石井 従道	
	佐原市香取郡歯科医師会の担当医	日下邊 良一	副会長
	〃	北見 真一	
	佐原市香取郡薬剤師会	土谷 勝男	
	佐原市民生委員児童委員協議会連合会会長	香取 昭一	
	香取健康福祉センター副センター長	千田 正人	

2 佐原市高齢者福祉施策等推進会議委員名簿

区 分	役 職 名	氏 名	備 考
市民		伊 藤 悦 子	
		大 川 武	
		白 木 文 子	
		多 田 日出夫	
保健及び医療関係者	佐原市香取郡医師会の担当医	坂 本 文 夫	会 長
	佐原市香取郡歯科医師会の担当医	磯 和 博	
	佐原市香取郡薬剤師会	土 谷 勝 男	
	佐原市健康づくり推進協議会会長	布 施 修 一	
	佐原市食生活改善推進協議会会長	茂 木 淑 江	
	佐原市母子保健推進員会会長	畦 蒜 利 子	
	香取健康福祉センター副センター長	千 田 正 人	
福祉関係者	佐原市社会福祉協議会事務局長	篠 塚 武	
	佐原市民生委員児童委員協議会連合会会長	香 取 昭 一	副会長
	佐原市高齢者クラブ連合会会長	片 野 泰	
	佐原市身体障害者福祉会会長	吉 原 文 雄	
	佐原市ボランティア連絡協議会会長	小 泉 勉	
	在宅介護支援センターじゅらくセンター長	石 井 偵 子	

3 小見川町高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画策定委員会委員名簿

区 分	役 職 名	氏 名	備 考
議会	教育民生常任委員長	林 幸 安	
医療保健関係者	国保小見川総合病院院長	三 上 恵 只	
	佐原市香取郡歯科医師会会長	平 野 光 信	
	小見川町医師団代表	馬 場 祥 行	
	小見川町食生活改善協議会会長	角 田 和 子	
福祉関係者	小見川町民生委員協議会代表	越 後 信 一	副会長
	老人保健施設おみがわ施設長	石 毛 義 治	
	小見川町ボランティア連絡協議会会長	篠 塚 俊 子	
被保険者	町老人クラブ連合会会長	八 本 明	
町民代表	中央地区	八 角 是 文	会 長
	中央地区	飯 森 謙 樹	
	東地区	有 田 吉 雄	
	西地区	佐 藤 邦 夫	
	南地区	七五三 伊之助	
	北地区	小松崎 春 男	

4 山田町介護保険等運営協議会委員名簿

区 分	役 職 名	氏 名	備 考
介護保険被保険者	山田町老人クラブ連合会副会長	高 木 松 夫	会 長
	山田町協力員会会長	安 原 一 太 郎	
	日赤山田分区奉仕団委員長	成 毛 千 津 子	
	山田町老人クラブ連合会女性委員会会長	猿 田 昌 子	
医療関係者	山田町内歯科医師	根 本 和 典	
福祉関係者	山田町民生委員協議会会長	大 照 堯 弘	
	〃 副会長	菅 谷 泰 輔	
町議会議員	山田町議会議長	木 内 正 直	
	〃 文教福祉常任委員長	菱 木 康 夫	
町介護保険	九十九里ホーム山田特別養護老人ホーム 園長	林 喜久枝	
施設関係者	居宅介護支援事業所「おおくすの郷」管理者	鵜 澤 千代子	

5 栗源町介護保険事業計画策定委員会委員名簿

区 分	役 職 名	氏 名	備 考
介護保険被保険者	栗源町老人クラブ連合会会長	平 山 多津雄	
	栗源町民生委員児童委員協議会会長	八 代 浩	副委員長
保健医療関係者	鵜田医院院長	鵜 田 純 一	
福祉関係者	栗源町社会福祉協議会会長	角 田 和 男	
	社会福祉法人陽気会 理事長	佐 藤 雅 弘	
	特別養護老人ホーム杜の家 施設長	多 田 晴 雄	
費用負担関係者	栗源町商工会長	菅 澤 美智雄	
議会議員	栗源町議会文教厚生常任委員会委員長	高 橋 博 明	委員長
	〃 副委員長	小 倉 富美雄	

香取市高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画

発行／香取市

発行日／平成18年3月

編集／香取市健康福祉部健康福祉課

〒287-8501 千葉県香取市佐原口2127

電話 0478-54-1111

(裏白)